平成２７年度アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 兵庫県トラック協会

（目 的）

第１条　この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）に所属する会員事業者が、点呼の際に飲酒の有無を確認することを目的にアルコール検知器を導入した場合、その費用の一部を助成することにより導入を促進させ、飲酒運転及び飲酒に起因する交通事故の根絶を図る。

（助成対象）

第２条　助成対象となるアルコール検知器装置は、ハンディタイプを除く機器（但し、ハンディタイプであっても日時等を含む検査結果が記録紙、パソコンに取り込めるデータ等で保存可能な記録型機器は助成対象）とする。

なお、機器の基準は、次項の基準に適合する装置であること。

２　検査機器は、アルコール検知機能を有する記録型装置であること。

または、遠隔地での検査結果を管理するための装置であること。

３　平成２７年４月１日から平成２８年２月２９日までに装置を購入（導入）し、かつ支払いが終了したものを対象とする。

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、兵庫県下の営業所で実施する点呼に活用する対象機器を新たに導入した会員事業者とする。

（助成交付額）

第４条　交付額は、検知器本体導入費用（消費税除く）の１／２（千円未満は切捨て）とし、１５万円を上限とする。

但し、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

２　申請は１事業者あたり１台とする。

３　オプション付属品、センサー交換、保守費用などは助成対象としない。

（助成金の申請手続き）

第５条　助成金の交付を申請する会員事業者は、別添「平成２７年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」（様式１）により、次の書類を添付し兵ト協会長に対して申請をするものとする。

なお、申請期日は平成２８年２月２９日とし請求期日内であっても予算に達し次第、申請を締め切る。

①請求書及び領収証等の写し。（但し、機器名／型式が記載されたもの）

②助成要件の確認のため取扱説明書等の提出を求めた場合は、当該書類。

（助成金の交付）

第６条　兵ト協は、前条の「平成２７年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

（財産処分の制限）

第７条　会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して１年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

（報 告）

第８条　兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

（附 則）

１．本要綱は､平成２７年４月１日より適用する。

２．パソコン・携帯電話等の購入費は含めない。